

## 那賀川渇水調整協議会規約

### (名称)

第1条 本会は、那賀川渇水調整協議会（以下「協議会」という）と称する。

### (目的)

第2条 協議会は、那賀川の渇水時における関係利水者間の取水慣行を尊重し、水利使用の調整を円滑に行い、もって合理的な水利使用の推進を図ることを目的とする。

### (協議事項)

第3条 協議会は、渇水時における合理的な水利使用の推進を図るため、利水者間での調整を尊重しつつ、次の事項を協議するものとする。

- 水利使用の調整の時期及び方法に関すること。
- 当該河川における水利使用の実態に関すること。
- 合理的な水利使用の方策に関すること。
- 水利使用上の水質の維持に関すること。
- 実態及び連絡体制の確立に関すること。
- その他合理的な水利使用の推進を図るために必要な事項に関すること。

### (組織)

第4条 協議会は、別表の委員の欄に掲げる者によって組織する。

2. 協議会に会長1名及び副会長2名を置く。  
会長は、国土交通省那賀川河川事務所長とする。副会長は、1名を徳島県県土整備部河川企画室長とし、1名を利水者代表とする。なお、利水者代表については委員の互選により定める。
3. 会長は、協議会を代表し、会務を掌理する。
4. 副会長は会長を助け、会長に事故があるときはその職務を代理する。

### (事務局)

第5条 協議会の事務を行うため事務局を置く。

2. 事務局は、四国地方整備局那賀川河川事務所および徳島県県土整備部河川企画室に置く。
3. 事務局の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

### (開催の要否)

第6条 協議会は、会長が必要と認めたととき、若しくは委員の要請があった場合に開催する。

2. 取水制限を解除または緩和する時は、電話連絡等によってもできるものとする。

(その他)

第7条 この規約の改正及び、その他協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則           この規約は、平成18年 1月18日から施行する。

別 表

## 那賀川湯水調整協議会委員名簿

会 長：国土交通省那賀川河川事務所長

副会長：徳島県県土整備部河川企画室長

副会長：那賀川南岸土地改良区理事長

那賀川北岸土地改良区理事長

王子製紙（株）富岡工場長

日本製紙（株）小松島工場長

徳島県企業局総務課経営企画室長

徳島県企業局電力課長